

## 建築基準法第86条第1項、第2項及び第86条の2第1項の一団地認定申請書提出書類

—山梨県—

【提出先】 市町村

【提出部数】 正1部 副4部（＊）

＊甲府地区消防本部管内は副3部となります。

【認定申請手数料】 ア 建築物の数が1である場合→5万円

イ 建築物の数が2以上である場合→5万円に1を超える建築物の数に  
2万8千円を乗じて得た額を加算した額

※なお、別棟の附属建築物のうち自転車置場、物置、受水槽上屋、浄化槽設備上屋、ポンプ室、ガスボンベ庫等で各々延べ面積が10㎡未満のものについては、認定申請手数料の算定対象外となります。

〔例：対象区域内の申請建築物が2棟の場合次のような算定となります。〕  
5万円＋（2－1）×2万8千円＝7万8千円

【認定申請手数料納付方法】 県収入証紙を申請書に貼付してください。

【提出書類】

- 1 認定申請書（建築基準法施行規則第10条の16による第61号様式）
- 2 認定計画書（建築基準法施行規則第10条の18による第64号様式）
- 3 認定基準チェックリスト
- 4 委任状
- 5 一団地等の管理者の届（県認定基準第3号様式）
- 6 認定申請同意書（県認定基準第4号様式）（注1）  
要添付→  公図、 土地建物の登記簿謄本、 印鑑登録証明書
- 7 認定申請に係る同意報告書（県認定基準第5号様式）（注1）
- 8 法当該申請に係る説明のために講じた措置を記載した書面（注2）
- 9 設計図書
  - a 付近見取図
  - b 配置図
  - c 各階平面図
  - d 二面以上の立面図
  - e 隣接する二以上の建築物を含む断面図
  - f 道路に接して有効な部分の配置図（注3）
  - g 道路の配置図（注3）
  - h 道路高さ制限適合建築物の配置図（注3）
  - i 隣地高さ制限適合建築物の配置図（注3）
  - j 北側高さ制限適合建築物の配置図（注3）
  - k 日影図（注3）
- 10 その他必要な書類

注1）認定の申請をしようとする者以外に対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合のみ必要です。

注2）法第86条の2第1項の認定申請の場合のみ必要です。

注3）法規則第10条の16第1項第1号に記載される各規定に係る建築物の場合のみ必要です。